

滿洲輸入組合聯合會

第七回定時聯合總會（昭和十年六月廿日）に於ける

南滿洲鐵道株式會社
地方部部長

中西敏憲氏の挨拶

本日、輸入組合の第七回定時聯合總會に當り私が此處に参りまして、親しく皆さんの御話を承る事が出来ました事は、大變仕合せに存じて居る次第であります。輸入組合が創立以來非常なる難局に當り在滿邦人の重大な試験の時期を経まして、今日漸次其の地歩を固めつつあります事は、洵に御同慶に堪へない次第であります。是は一面から申しますれば、時代の變遷、時運の進展に云ふことにも依りますが、又一面から申しますれば、組合員各位の努力、殊に役員としての理事長始め各地理事諸君の御努力の致す處に存じまして、深く感謝する次第であります。

此の聯合會は定款に於て規定して居ります通り、本邦商品の滿洲輸入増進並に在滿邦商の振興を圖る云ふことが其の最大眼目になつて居るのであります。此の目的に副ふ爲に色々の事項が掲げられてありますが、之等の仕事を完全に遂行するが爲には、御互に未だ未だより一層の努力を拂はなければならぬ處のものが非常に多いと思ふのであります。私は斯う云ふ方面に對しまして深き識見を持つ譯ではないのであります。皆さんと共に皆さんの御力添に依りまして、此の輸入組合が其の本来の目的に向ひまして、充分な機能を發揮するやうにしたいと云ふことを衷心から冀つて居る次第であります。時運の遷り變りに應じて、本會が最も能く其の機能を發揮するには何うしたならば宜いかと云ふことは、私の常に念頭に置いて居ることあります。

其處で先づ第一に申上げたいことは商業研究部に就てであります。昨年此の聯合會内に商業研究部なるものを設置致しましたが、之に就て事情を申上げますれば、會社内部に於ては商工課が直接やつたならば何うか云ふ意見もありました、又經濟調査會等に於て擔當したら何うか云ふ話もありましたが、滿洲に於ける商品、商業等の研究に就きましては、從來滿鐵會社が絶大な後援を拂つて居ります處の此の滿洲輸入組合聯合會をして當らしむる事が最も當を得て居る考へまして、會社に於きましては、之に對して相當大きな犠牲を拂ひまして、此の仕事を輸入組合聯合會で直接當つて貰ふことに致したのであります。其の後此の仕事を擔當する部長始め従事員諸君の詮衡を致しましたが、各擔當者に於きましては、之れが爲に真刻なる努力を拂はれつゝあることは私の最も愉快とする所であります。其の後着々研究を進められ其の研究の結果たる種々の報告も相當多數受けて居るのであります。此の仕事は非常に重大なる意味即ち滿洲に於ける商業的發展に對して基本的な意義を有つて居ると思ふのであります。之に就きましては、只此の仕事に従事されて居る聯合會の擔當者はかりでなくて、各地の輸入組合に參加されて居る組合員始め役員各位の本當の御協力を得たいと思ふのであります。私共が此の仕事を他の方面に擔當させよう云ふ議がありました時分、夫等を一切排除して、此の輸入組合に此の仕事をやつて貰ふことに致しましたことは、單に輸入組合が左様なことを主要目的とし、我々がそれを後援して居る云ふこと許りでなく、各地に於て商業に最も通曉し日本商品の滿洲輸入増進に就て、又在滿邦人の振興に就て最も大なる關心を有し、又最も深き知識を有せられる處の人々を包含する團體たる我輸入組合聯合會に此の仕事を託すことが、最も當を得たものであると考へたからであります。何うかさう云ふ次第でありますので、皆さんに於きましては、此の商品或は商業の調査と云ふことは、單にそれを擔當する従事員諸君の仕事に止まるものであると云ふやうな御考へでなくして、積極的に各地の人々を糾合し、此の仕事の最も能率ある、效果ある業績を擧げるやうに御力添へを御願ひする次第であります。

第二に申上げたことは今年に遣入りまして、先程から御審議になつて居ります處の滿洲輸入株式會社設立の問題であります。輸入組合に對しまして、滿鐵から無利子融通をして居ります金額が、御承知の通り約三百五十萬圓限度、尙此の外に政府の低利資金百五十萬圓、と云ふやうなことになりました。此の滿鐵融資の金額は漸次整理されて、毎年約十萬圓宛返還する云ふことになりました。此の事は滿洲の邦商振興の爲に眞に其の目的を達したものと存じまして、非常に結構なことと考へるのであります。昨年度に於きましては、現實に十萬圓宛返還になつたのであります。併しながら滿洲の事情は刻々非常な勢いで進みつつあるのであります。我々は滿洲輸入組合は今こそ眞刻に考へる時であると思ひます。即ち輸入組合の目的とする所を如何にして達成し得るか云ふことは、今考へる時であります。我々が今考へたことは直ちにその通り實行し得る情勢にあるのであります。今迄は非常なる苦心、努力を拂つたに不拘、其效果は擧げ難い情勢にあつたのであります。今日に置きましては我々が考へることは直ちに其の儘實行し得る情勢にあるのでありますから、此の際こそ大に考へなくてはならぬと思ふ次第であります。是に就きまして私共が先づ考へましたことは、毎年返還すべき所の金額をもう一度此の目的の爲めに使つて見たら何うか、貸した金を返すことは當然のことでは何處迄も返す必要はあるが若し意義あることならばもう一度使つて見たら何うか、滿鐵會社ももう一步踏み込んで見たら何うか云ふ考へを持つたのであります。輸入組合員諸君の誠意は昨年の十萬圓返還で十分認められるのであります。其處で今年はその返還すべき金額を本来の目的に向つてもう一度使つて貰はうと云ふ考へ方から、一應は返しな形になるけれども實質にはもう一度使ふ、即ち返した金と同じ様にして置いて、それをもう一度使ふと云ふことにして、此の十萬圓を運用して見やうと云ふことになつたの

であります。尙此の三百五十萬圓全部に就てさう云ふことを定めてはどうかとも考へられますが、さう長い期間のことに定めても將來のことは分りませんから、先づ此處四、五年の間にして一應區切ることにして考へたのであります。遠い將來のことに就きましては、情勢も變りますし、又滿鐵會社の財政も變りませうから、さう云ふ長い先のことば、約束出来ませんが、茲四、五年間の返還金は、日本商品の滿洲輸入促進、在滿邦商其の他一般商業振興の爲に使つて見たら最も意義があるであらう云ふ風な考へ方を致したのであります。其處で、差當り今年の返還に當るべき十萬圓を、從來保留されて居りました參拾萬圓をそれを合せて茲に四十萬圓を以て輸入株式會社を作らう云ふ案が生れ出たのであります。私は此の會社の形は甚だ小さいものでありますけれども、其の運用に依りまして又將來の情勢如何に依りましては非常に大きな効果を齎すものであり、且つ非常な大きなものになつて行くであらうと思ふのであります。私は其の形の小さな處に却つて非常に大きな將來性を囑して居るのであります。其の主眼點は何處迄も日本商品の輸入を増進して行かう、併せて在滿邦商の振興に當つて行かう云ふ様な考へであります。それは今後の趨勢として各國に於きましても、漸次滿洲國を承認することでありませう、さすれば今でも左様でありませうが、更に一段滿洲の市場云ふものは各國に開放せられるだらうと思ひます。如何なる情勢になりましても、如何に開放されましても、日本商品としては最も有利なる地歩を我々商人の手に於て持たうぢやないか、關稅制度や諸規則其他官邊の力を籍らず商人自身の力によつて滿洲市場に優越せる地位を保有しやうではないか云ふことが考へられるのであります。其の方法としては色々な案がありませうけれども、先づ日本商品の仕入を如何にするか、それを何うして保管するか又如何に配給するか云ふことが考へられなければなりません。此の目的の爲に滿洲輸入株式會社を作らうと考へたのであります。此の輸入株式會社としては仕入保管配給を考へるのでありますが、第一段としては、主要地に倉庫を持つて見たら何うか云ふやうな考へ方がされるのであります。商品の仕入保管其の他商品に關する貸付保證等のことも考へられませうけれども先づ考へられることは、商品の保管、是が最も低廉に最も便宜に扱ひ得る云ふことにする。即ち日本商品のステーションを作るのだ、是が外の商品より最も有利な地位になる考へるのであります。従て私は此の株式會社が色々なことをやる様になりませうが、又其の機能を各方面に亘つて充分發揮して貰ひたいと思ひますが、物には自ら順序があり、先づ倉庫からやるべきが妥當であり最も手堅く着實な方法である考へるのであります。更に漸次各種の方面に手を延ばしたらよからうと思ひます。尙此の仕事に就て考へなければならぬことは、今の情勢より見て、吾々の仕事の利益は只日本人だけで其の外には一切恩典に與からせない云ふことも餘り狹重で、主要の利益は勿論組合員たる邦商の手に在るのであります。外のものにも均霑させる、即ち在滿の輸入組合以外の邦商は勿論、更に進んで廣く邦商と取引する處の滿洲國商人にも利益が自然に移つて来る云ふことも考へなければならぬと思ふのであります。只從來の間まつた此の組合に這入つて居る人だけがそれだけで、輿斷するのだ云ふのでなくして、夫等の人が主として利益は享けるけれども、又更に廣く在滿邦商が利益を享け、更に邦商に止まらず、滿洲に居る所の商人、或は更に廣く考へれば滿洲に居住する人達全部が之に依つて利益を享ける、斯くの如くして日本商品の輸入促進と共に一面に於きまして、日滿經濟の發達、一面に於きまして、此の在滿邦商並に滿洲及消費者の利益を圖る云ふことに行きたいと思へるのであります。形は甚だ小さく御座います。私は此の會社に望みます處のものは、非常に大きなものであります。是が全滿に亘る處の非常に大きな機能を發揮するものになつて貰ひたいと思ふのであります。其爲には從來輸入組合員として、各地輸入組合及輸入組合聯合會の仕事を盛り立て、來られました人々が眞剣に本氣になつて此の新會社を盛り立てて行き、立派なものにして行く様、努力して貰ひたい、即ち日滿經濟の發達云ふものは、此の滿洲輸入組合員が中心になつて貢獻するのである云ふ意氣込でやつて戴きたい、斯う考へるのであります。

第三に輸入組合の目的として擧げて居ります處のものの中で商店經營並に商習慣の改善云ふことあります。私は商品商業の研究が出来又商品の仕入保管配給の扱方が出来る、斯うなりますと次に考へなければならぬのは、商品を扱ふ人の扱方扱ふ人の心の持方が何うなるかと云ふことあります。如何に資金を融通し、如何に商品の研究が行はれ、又輸入されたる商品に對しては如何なる設備、如何なる方法が備せられましても、此の商店の經營及商習慣の改善が伴ひません限り、我々の理想云ふものは達成出来ないのであります。色々な意味に於きまして、矢張り此の商業に従事される人々の經營方法、心の持方、やり方、云ふことに餘程考へを及ぼさなければなりません。時代が變り我々の舞臺が廣くなればなる程、今迄と違つてもつミ力を入れなければならぬ、何うかするに自ら研究し、自ら反省し自ら努める云ふ方面を抜きにして、日本や滿洲の政府が何うだとか其の他、是が何うあれが何うだ云ふ風に、顧みて他を論ずるだけではいけない他を論ずることも必要ですが、先づ自ら顧みなければならぬ、如何に商店經營、商習慣を改善して行くか云ふことが、輸入組合聯合會及輸入組合の今後の重大なる案件であると思ふのであります。是が爲には、色々な方法がありませうけれども、先づ第一に心の持方から變へなければならぬ、私は此の關係の方々に時々御話致すのであります。斯うせよあせよ、外から來て、あだ斯うだ云ふ注ぎ込むだけでは非常に効果が薄く、何うしても各地のそれ等實際の仕事に重大な利害關係ある人の中から、斯う云ふことを本當にやらなければならぬ云ふ氣分が盛り上り、夫等の人々の積極的な運動に依つて之が改善をさせることにならなければならぬと思ふのであります。假に特定のパンフレットを配り或は特殊の人が來て講演をする云ふ、そんなことで他から注入しただけでは決して目的を達する事は出来ぬ、先づ一番土着の處のものは、在滿邦商の心の持方を開拓して行かなければならぬ、是は非常に久しい問題でありますので、今更申上げることは甚だ陳腐のやうでありますけれども、常に新しい問題として考へなければならぬ程夫れ程今日實行の伴つて居らない問題なのであります。今日の滿洲の状態は未だ此の點に就て努力が足りない、それなら各各地に於ける人々の中からさう云ふ氣分が湧き出る様にする爲に何うすれば宜いかを申しますれば、此の各地の輸入組合の理事諸氏は、即ち各地のさう云ふ方面、商業者團體の中心を成すものでありますから、皆さんの御骨折、皆さんの御努力御精進に依つて、初めてさう云ふ氣分が各地に充満し、改善の熱意が更に助興し來り得るものであると思ふのであります。私は此の最後に申上げましたことに就きまして、皆さんが重大なる役割を御持ちになつて居ると思ふのであります。此の方面に就きましては、今後一層の熱心なる御奮闘を御祈りする次第であります。尙色々申上げたこともありますが、今日は以上三點に就きまして皆さんに申上げて、輸入組合及輸入組合聯合會の益々發達するやうに、又日滿經濟の進展に伴ひ邦商初め一般滿洲在任の各商業者に對しまして更に一大惠顧を齎らす様に、充分なる御奮闘を希つて已まない次第であります。

(拍手)

定 款

第一章 總 則

第一條 本會社ハ滿洲輸入株式會社ト稱ス
 第二條 本會社ハ滿洲輸入組合聯合會所屬組合事業ノ發展並ニ日滿貿易振興ヲ圖ル爲左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス
 一、各種商品賣買ノ仲立並ニ保證行爲
 二、各種商品賣買、委託並ニ特約販賣
 三、資金ノ貸付
 四、貿易館及共同店舗ノ經營並ニ貸付
 五、問屋、運送、倉庫、通關代辦及代理
 六、前各項ニ附帶スル事業
 第三條 本會社ノ資本金ハ四拾萬圓トス
 第四條 本會社ハ本店ヲ大連市ニ置キ必要ニ應ジ出張所ヲ日滿兩國主要都市ニ置ク
 第五條 本會社ノ公告ハ本店揭示場ニ之ヲ爲ス

第二章 株 式

第六條 本會社ノ資本金ハ之ヲ八千株ニ分チ一株ノ金額ヲ金五拾圓トス
 第七條 本會社ノ株券ハ記名式トシ一株券、十株券、百株券ノ三種トス
 第八條 株金ハ會社設立ノ際ノ金額ヲ拂込ムモノトス
 第九條 株主ガ拂込期日迄ニ株金ノ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ拂込ムベキ金額ニ對シ金百圓ニ付日歩金四錢ノ割合ニ依リ遲延利息ヲ徵收ス
 第十條 本會社ノ株式ハ本會社ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ讓渡又ハ質入ヲ爲スコトヲ得ズ株式ヲ讓受ケタルモノハ本會社所定ノ名義書換請求書ニ株券ヲ添附シテ提出スベシ相續、遺贈又ハ法律上ノ手續ニ依リ株式ヲ取得シタル者ハ本會社所定ノ名義書換請求書ニ其ノ取得ヲ證スベキ書面又ハ株券ヲ添附シテ提出スベシ
 前二項ノ場合ニ於ケル名義書換ノ手数料ハ株券一枚ニ付キ金拾錢トス
 第十一條 本會社ハ毎年四月一日ヨリ定時總會ノ終結迄株式名義ノ書換ヲ停止ス
 第十二條 株券ノ紛失又ハ滅失ニ因リ新株券ヲ交附テ受ケントスル者ハ本會社所定ノ請書ヲ作り本會社ノ相當ト認ムル證人二名以上ノ連署連印ヲ以テ本會社ニ提出スベシ本會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ三回以上其ノ旨ヲ公告シ三十日ヲ經テ異議ナキトキハ新株券ヲ交附スベシ
 第十三條 株券ノ毀損又ハ種類變更ノ爲新株券ヲ交附テ受ケントスルモノハ本會社所定ノ請求書ニ株券ヲ添附シテ提出スベシ
 第十四條 前二條ノ場合ニ於テハ新ニ交附スル株券一枚ニ付キ手数料金五拾錢ヲ徵收ス
 第十五條 株主ハ其ノ住所、氏名及印鑑ヲ本會社ニ届出ツベシ、其ノ變更シタル場合亦同シ

第三章 株主總會

第十六條 本會社ノ定時總會ハ毎年六月之ヲ開ク、臨時總會ハ必要アル毎ニ之ヲ開ク
 第十七條 總會ノ議長ハ取締役社長之ニ當リ、取締役社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ任ズ
 第十八條 總會ノ決議ハ法令ニ別段ノ定メアル場合ヲ除ク外出席シタル株主ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス、可否同數ノ時ハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第十九條 各株主ノ議決權ハ一株ニ付キ一箇トス
 第二十條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ他ノ出席株主ニ委任シテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得、但シ委任狀ヲ以テ代理權ヲ證明スベシ
 第二十一條 總會ニ於テ議決シタル事項ハ決議ニ記載シ議長之ニ署名捺印スベシ

第四章 役 員

第二十二條 本會社ニ取締役三名以上、監査役二名以上ヲ置ク
 第二十三條 取締役ハ貳百株以上監査役ハ百株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス
 第二十四條 取締役ノ任期ハ三年、監査役ノ任期ハ二年トス、但シ任期中ノ最終ノ決算ニ關スル定時株主總會終結前ニ滿了スベキトキハ其ノ總會終結ニ至ル迄任期ヲ延長ス
 第二十五條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生ジタルトキハ臨時株主總會ヲ召集シ補缺選舉ヲ行フ但シ法定ノ員數ヲ缺ガザルトキハ補缺選舉ヲ行ハザルコトヲ得
 第二十六條 補缺選舉ニ依リ又ハ増員ノ爲新ニ就任シタル取締役又ハ監査役ノ任期ハ他ノ在任取締役ノ任期ニ同シ
 第二十七條 本會社取締役中ヨリ取締役社長一名及常務取締役二名ヲ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス
 第二十八條 取締役社長ハ會社ヲ代表シ社務ヲ總攬ス
 常務取締役ハ取締役社長ヲ補佐シ一般常務ヲ掌理ス
 第二十九條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
 第三十條 取締役ハ在任中其所有ノ本會社株券貳百株ヲ監査役ニ供託スベシ
 第三十一條 本會社ハ取締役會ノ決議ニ依リ相談役又ハ顧問ヲ置クコトヲ得

第五章 會 計

第三十二條 本會社ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
 第三十三條 本會社ノ利益金ハ每營業年度ニ於ケル總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シタル殘額トシ株主總會ノ決議ニ依リ之ヲ處分スルモノトス
 第三十四條 利益配當金ヲ受クベキ者ハ每會計年度末ニ於ケル株主トス
 第三十五條 本會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ金貳千五百圓以內トス
 第三十六條 本會社發起人ノ引受クベキ株式數及住所左ノ通りトス (左記略ス)

仕入業務手續

一、本手續ニ於テ組合トハ滿洲輸入組合聯合會ニ所屬スル各地輸入組合ヲ指稱シ會社トハ滿洲輸入株式會社ヲ指稱ス出張所其ノ會社ノ出張所ヲ稱スルモノトス
 二、組合員ノ仕入ニシテ其ノ註文ヲ組合ニ依頼シタルモノハ總テ組合ニ於テ保證ヲ爲シタル上會社ヲ經由シ之ヲ行フ但シ組合員外雖モ組合ニ於テ承認シタル者ハ組合員ニ準ジ之ヲ取扱フ事ヲ得
 前項ノ場合會社ハ賣主ニ對シテ之ガ保證ヲ爲スモノトス
 三、仕入ニ關シテハ會社ト組合間ニ於テ別ニ定ムル書式ヨリ契約ヲ締結スルモノトス
 四、註文ハ左記ニ依リ之ヲ行フモノトス
 (イ) 註文主ハ所定様式ニ依リ「保證註文依頼書」ニ必要事項ヲ記入シ組合ニ依頼スルコト
 (ロ) 組合理事前項ノ依頼ヲ受ケタルトキハ所定様式ニ依リ「保證註文移讓書」「保證註文移讓書出張所控」(出張所經由ノ場合ニ限ル)「保證註文引受書」及會社宛「代理

保證註文依頼書」ニ夫々記入シ之ヲ會社ニ送付シ其ノ註文ヲ依頼スルコト

(ハ)會社ハ前項「保證註文移帳書」一保證註文移帳書出張所控」及「保證註文引受書」ヲ直ニ出張所々所在地又ハ其ノ附近都市ニ對シテモノ出張所ニ、其ノ他ノモノハ「保證註文移帳書」及「保證註文引受書」ヲ賣主宛送付スルコト

(ニ)會社及出張所ハ前項「保證註文移帳書」ニ基キ註文條件指定アリト雖モ出來得ル限り有利ナル「保證註文引受書」ヲ徵シ「保證註文移帳書」ヲ交付スルコト

(ホ)急ヲ要スル註文ニ限り組合理事ハ會社ヲ代理シ署名捺印ノ上四、ノロハ(ニ)準ジ直接註文ヲ移帳シ得ルモノトス但シ此ノ場合ハ會社宛「代理保證註文依頼書」ノ欄外ニ「直接註文」ト捺印シ之ヲ會社ニ送付スルコト

(ハ)買主ガ會社並ニ出張所々所在地又ハ其ノ附近都市ノ仕入地ニ出張註文セントスル場合ハ會社又ハ出張所ハ所屬組合理事發行ノ承認限度金額ヲ記載セル紹介狀ニ基キ其ノ限度内ニ限り組合又ハ會社ヲ代理シ前各項ニ準シ處理スルコト

(ト)組合理事ハ前項ノ紹介狀ヲ發行シタルトキハ直ニ其ノ寫ヲ會社ニ送附スルコト

五、註文ノ成約

「保證註文引受書」ヲ賣主ヨリ徵シタルトキハ出張所ハ所定様式ニ依ル「成約報告」ヲ會社ニ「保證註文引受書」ヲ當該組合ニ送付ス

會社ハ出張所經由以外ノモノニ對シテハ賣主ヨリ「保證註文引受書」ヲ徵シ之ヲ當該組合ニ送付ス但シ賣主ヨリ組合宛直接「保證註文引受書」ヲ送付シタルトキハ組合ハ出張所ニ準ジ「成約報告」ヲ會社ニ送付スルモノトス

六、成約ノ履行

會社及出張所ハ常ニ品質、荷造、積出期限、仕切書、運送方法等ニ注意シ成約條件ノ履行ヲ確實ナラシムルモノトス

七、註文品ノ受渡

(イ)註文品ハ出張所經由ノモノハ出張所ノ指圖ニ依リ其ノ他ノモノハ會社四、ノホノ場合ハ會社代理人タル組合理事ノ指圖ニ依リ賣主ヲシテ指定ノ箇所ニ發送セシム出張所ハ賣主ヨリ「貨物引換證」及「仕切書」四通ヲ徵シ所定様式ニ依ル「出荷案内書」ニ「貨物引換證」及「仕切書」四通ヲ添付當該組合ニ送付シ又「出荷案内書」副書及「仕切書」一通(殘)ハ出張所控」ハ會社ニ送付スルモノトス

出張所ヲ經由セザルモノハ會社直接賣主ヨリ「貨物引換證」及「仕切書」三通ヲ徵シ内「仕切書」一通ヲ會社ニ保留シ其ノ他ハ出張所ニ準ジ當該組合ニ送付ス

(ロ)組合理事ハ着荷後三日以内ニ現品ノ受渡シヲ了シ成約條件ニ基キ現金仕入ノ場合ハ八、ニ依リサイト附ノ場合ハ支拂期日ヲ記入シタル所定様式ニ依ル「着荷通知並ニ手形送付書」正副二通及組合理事提出會社宛ノ約束手形ヲ會社ニ送付ス但シ着荷後三日以内ニ受渡シ完了セザル場合ハ其ノ理由ヲ出張所經由ノモノハ會社及出張所ニ其ノ他ノモノハ會社及賣主ニ通知スルモノトス

(ハ)組合理事ハ註文品發送同時ニ手形ヲ交付スル要アルモノニ對シテハ註文移帳ニ要スル所定様式ノ書類ト共ニ組合理事提出會社宛白地約束手形ヲ會社ニ送付スルモノトス

(ニ)會社ハ組合理事ヨリ送付ヲ受ケタル約束手形ニ裏書ノ上出張所經由ノモノハ出張所ニ其ノ他ノモノハ賣主ニ交付ス但シ七、ノハノ場合ハ組合理事ヨリ送付ヲ受ケタル白地約束手形ニ裏書ヲ爲ミ其ノ他ノ諸欄ハ白地ノ儘出張所ニ送付スルモノトス

(ホ)出張所ハ左記方法ニ依リ約束手形ヲ賣主ニ交付スルモノトス

照シタル上之ヲ賣主ニ交付ス

會社、賣主間ニ於テ受渡ニ事故ヲ生ジカル場合之ガ損害ニ付賣主ガ其ノ責任ヲ負フベキ旨ヲ記載セル特殊契約ヲ締結シタルモノニ對シテハ「貨物引換證」又ハ現品發送ヲ確認スベキ書類ト引換ニ七、ノ(ニ)但書ニ依リ豫メ會社ヨリ送付ヲ受ケタル白地約束手形ニ金額其他ヲ記入シ賣主ニ交付ス

八、代金ノ決済

(イ)組合理事ハ現金仕入ノ場合ハ所定様式ニ依ル「送金案内書」ニ依リ出張所經由ノモノハ出張所ニ其ノ他ノモノハ賣主ニ直接送金シ手形發行ノ場合ハ其ノ支拂期日ニ於テ指定銀行ニ支拂フモノトス

(ロ)前項ニ依リ送金又ハ手形ノ決済ヲ了シタルトキハ直ニ「送金案内書」ヲ會社宛送付スルモノトス

(ハ)約束手形ノ額面又ハ現金支拂ノ場合ハ「仕切書」金額ヨリ組合手数料其ノ他ヲ控除シタルモノヲ支拂金額トス

九、地場仕入

地場仕入ノ場合組合理事ハ急ヲ要スル註文ニ準ジ直接處理シ其ノ都度「代理保證註文依頼書」ニ「地場仕入」ト捺印ノ上會社ニ送付スルモノトス但シサイト附地場仕入最高額ハ各組合ニ豫メ聯合會ニ依リ滿鐵會社ノ承認ヲ得タル限度内トス

十、手数料

當分ノ間左記標準ニ依リ之ヲ徵收ス

組合手数料(賣主ヨリ徵收スルヲ原則トス)

(イ)斡旋手数料 一步

(ロ)保證料 一步

會社手数料(組合ヨリ徵收ス)

(イ)他地仕入

組合取得手数料ノ二割

(ロ)地場仕入

組合取得手数料ノ一割

會社手数料ハ毎月末メ切翌月十日迄ニ會社ニ送金スルモノトス

組合員外ノ組合經由取引依頼ノ手数料ハ別ニ之ヲ定ム

十一、通關ノ斡旋

通關ノ斡旋ハ會社之ヲ取扱フモノトス

(イ)組合ハ買主ヨリ通關斡旋ノ依頼ヲ受ケタルトキハ會社宛ニ送付スル「保證註文移帳書」ニ「滿洲輸入株式會社通關斡旋」ノ旨ヲ朱書きヲ記入シ置クコト

(ロ)會社ハ前項ニ依リ出張所經由ノモノハ出張所ニ於テ其ノ他ノモノハ會社直接賣主ヨリ「保證註文引受書」一通ヲ徵ス此ノ場合出張所ハ會社宛ニ送付スルコト

(ハ)「仕切書」ハ通關ニ便ナラシムル爲所定様式ニ依リ作成セシメ出張所經由ノモノハ出張所ニ於テ「仕切書」ト現品トヲ點檢シ其他ノモノハ會社之ヲ行フコト

(ニ)通關斡旋ノ手数料ハ別ニ之ヲ定ム

附記

「代理保證註文依頼書」發送後該取引ニ關聯セル事項ニ付交渉ヲナスベキ場合組合又ハ出張所ニ於テ特ニ必要ト認メタルモノ以外ハ會社ヲ經由セズ直接當該組合、出張所(出張所ヲ經由セザルモノハ賣主)間ニ於テ交渉スルモノトス

昭和十年八月

滿洲輸入株式會社

定 款

仕入業務手續

滿鐵地方部長挨拶

滿洲輸入株式會社

B-18